



(照会先)

厚生労働省社会•援護局総務課

災害救助·救援対策室

災害救助専門官 日野 徹 (内線 2819) 救 助 係 長 吉元 信治 (内線 2819) 電話 (代表) 03-5253-1111

(夜間直通) 03-3595-2614

平成24年7月3日(14:30)

7月3日からの大雨被害にかかる災害救助法の適用について (第1報)

1 災害の概要

7月3日からの大雨による被害により、大分県日田市において多数の者が生命又は身体に危害を受け、 又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、大分県は災害救助法の適用を決 定した。

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備	考
【大分県】	7月3日	7月3日からの大雨による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。		

- 2 今までにとられた措置
 - ・避難所の設置